

# 第 152 回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日 : 平成 25 年 2 月 21 日 (木)

開催場所 : 八王子市役所 802 会議室

## 第 152 回八王子市青少年問題協議会会議録

日時 平成 25 年 2 月 21 日（木）午前 10 時～11 時 30 分

場所 八王子市役所 8 階 802 会議室

出席者	八王子市長	石森 孝志	会長
	八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	関口 眞吾	副会長
	八王子市議会議長	水野 淳	委員
	八王子市議会文教経済委員会委員長	松本 良子	委員
	八王子市議会厚生委員会委員長	村松 徹	委員
	八王子地区保護司会代表	大竹 通夫	委員
	八王子市内私立中学高等学校校長代表代理	宮内 慶喜	委員
	八王子市立中学校長会代表	和田 薫	委員
	八王子市公立小学校長会代表	山崎 富子	委員
	八王子市立中学校 PTA 連合会代表	加地 弘子	委員
	八王子市立小学校 PTA 連合会代表	福井 雅子	委員
	八王子市青少年育成団体連絡協議会代表	立川 富美代	委員
	八王子市教育委員会教育長	坂倉 仁	委員
	八王子警察署長	立山 秀樹	委員（代理出席）
	高尾警察署長	村上 享史	委員（代理出席）
	南大沢警察署長	神戸 肇	委員（代理出席）
	東京保護観察所立川支部統括保護観察官	鈴木 英一	委員
	八王子児童相談所長	石塚 健市	委員
	八王子少年鑑別所長	吉村 雅世	委員
	八王子市生活安全部長	荒木 紀行	委員
	八王子市健康福祉部保健担当部長	中西 好子	委員
	八王子市こども家庭部長	峯尾 常雄	委員

出席 22 名

（事務局）

八王子市こども家庭部児童青少年課長  
八王子市こども家庭部児童青少年課

新堀 信晃  
大山、中本、郷田

## 配付資料

第 152 回八王子市青少年問題協議会次第

第 152 回八王子市青少年問題協議会資料

第 152 回八王子市青少年問題協議会座席表

青少年健全育成基本方針平成 25 年度重点目標 保護者向けリーフレット（案）

青少年の心理相談（パンフレット）

八王子少年鑑別所のしおり

## 内容

### 1 開会

### 2 委員紹介

### 3 副会長互選

### 4 議事

#### (1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針平成 25 年度重点目標について

イ 平成 25 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

ウ 平成 25 年度八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項（案）について

#### (2) 報告事項

ア 平成 24 年度青少年の携帯電話・インターネット利用に関する取り組みについて

イ 平成 24 年度青少年健全育成事業について

#### (3) 情報交換

ア 少年非行の現状と補導状況について

イ その他

### 5 閉会

## 議 事

### 1 開会

### 2 委員紹介

### 3 副会長互選

- ・ 八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表の関口 眞吾委員を副会長に選出した。

### 4 議事

#### (1) 協議事項

#### ア 八王子市青少年健全育成基本方針平成 25 年度重点目標について

##### 【事務局説明】

##### 《事務局》

平成 25 年度重点目標案及びスローガン案は以下のとおりとした。

##### 平成 25 年度重点目標（案）

- ・ 市内小中学校に通う児童・生徒の保護者に「いじめ」について注意喚起し、生活の基本の場となる家庭を中心に学校・地域の連携により子どもたちをしっかりと見守り育てるよう啓発を行う

##### スローガン(案)

「しない！させない！いじめは決して許しません」

分科会協議の結果、昨今問題になっている「いじめ」について保護者に注意喚起するとともに、学校・地域が連携することと決定。インターネットの危険性など最近のいじめにも触れながら、保護者が子どもに目を向け、しっかりと子どもを見守り育てるように意識喚起する啓発を行うこととした。また、実施方法案については以下のとおりとした。

##### 実施方法（案）

- (1) 保護者への周知・啓発
- (2) 市関係所管及び青少年関係機関への周知

(1) は保護者への周知・啓発として、重点目標リーフレットを全小・中学校児童生徒を通じて保護者に配付し、周知啓発を図る。

(2) は、市関係機関及び青少年団体等の関係機関にリーフレットを送付し、重点項目に沿った講演・研修等の活動を依頼する。

以上を八王子市青少年健全育成基本方針平成 25 年度重点目標として提案する。

《会長》

事務局より、八王子市青少年健全育成基本方針平成 25 年度重点目標について説明があった。このことに関する質問や協議の前に、重点目標案であるいじめに関連する犯罪等について、八王子、高尾、南大沢、三警察署の情報提供を、三署まとめて南大沢警察署よりしていただく。

《南大沢警察署長》

八王子三署で、いじめとして事件化したものは 1 件もない。参考として、平成 24 年中警視庁管内でいじめによる認知件数、事件化したものは 3 件。傷害事件が 2 件、暴力行為が 1 件。23 年中と比較してマイナス 3 件、50%の減。人員でみると最も多いのが中学生で 9 名、高校生が 3 名、小学生は 0 名。動機・原因は何らかの腹いせ、または面白半分、このような理由でいじめてしまう。少年犯罪は少なくなったが、警視庁管内で昨年非行少年として検挙・補導された人員が 9,015 名。前年と比較して、1,483 名減少している。刑法犯・特別法犯も減少している。

ではいじめが起きた場合どうするか。町田市・八王子市、両市のいろいろな会議に参加しているが、どちらも教育委員会が中心となり、いじめサポートチームを設立して情報収集を行い、万が一いじめとして認知した場合、スムーズに対応できるようにしている。本会議はいじめを重点目標としているが、どのような方法でいじめをなくすかが問題。ここに示されたようなリーフレット、いじめ防止の活動、早期発見などが大事。情報はすぐに警察に伝え、また警察だけでなく、児童相談所などいろいろなところに発信してほしい。個人情報との関係があるため、情報をどこまでダイレクトに伝達できるか難しい面もあるが、人命にかかわることなら、早期の情報収集と活動が一番。今のところいじめ事件はないが、あった場合は生活指導主任者会議などで連絡をとるなど、そのような体制をとれる場を作っていきたい。

《会長》

それでは、事務局から提案のあった平成 25 年度重点目標について協議に入る。何か意見、質問はあるか。

《厚生委員会委員長》

警察として事件化しているものはないということだが、教育委員会として把握している件数はどのぐらいか。

《教育長》

現在調べている最中だが、全く 0 ではない。ただ、極端に陰湿なものはない。

《厚生委員会委員長》

学校とのアンテナの中で見えない部分があるのが実態かと思うが、八王子市では青少年の自殺の件数はどのぐらいか、市で統計はあるか。

#### 《事務局》

現在その件数は把握していません。

#### 《厚生委員会委員長》

地域では、自殺した子どもの情報が入ってくる。個人情報等の問題もあり正確な情報が入らないこともあるが、いろいろな形で伝わってくる。そうしたことを考えたときに、連携や風通しが必要だと思う。昨今いじめが大きな問題となっており、いじめを取り上げて1年間の活動とするということで、関係各所管でしっかりとした取り組みを行っていただきたい。

#### 《文教経済委員会委員長》

昨年はいじめと体罰の問題があった。いじめは今に始まったことではないが、新聞等に載ってしまうのが今の特徴。教育委員会でもアンケートを行ったが、そのアンケートにこういう事例があったというのが載っていると、対応の仕方もいいのでは。それをどのように対処するのか、親の役割、学校の役割を見ていこうというもの。私も以前PTAで活動していたが、子どもがいじめで苦しんでいるという話を聞いて、追求するのではなく、どういういじめの状況なのか、あらかじめ聞くことができ、保護者に先生の情報を伝えて、家庭と学校が連携し、いじめがなくなるようにしましよう、合意形成の場をつくり皆さんから賛同を得た。このように共有する場所が必要だが、もう一方でいじめる側が追いつめられるということも考えないといけない。複雑な状況だが、いじめられた側が救われるという視点はとても大事だが、いじめる側がなぜいじめに走るのか、その背景も考えていかないといけない。現代は、保護者が子どもとの時間がとれず、家庭での教育力が低下していると思う。保護者が子どもと向き合っているか、また先生が子どもの発信しているSOSをちゃんと受け止められるように、気持ちや時間に余裕があるか、そういうことがいじめを起こさないために必要だと思う。

#### 《青少対連絡会代表》

先ほどの青少年の自殺についてメモをとっていた。平成23年度の小中高校生の自殺、文科省のデータでは200件、警察庁では352件となっている。いじめによる自殺は4人、いじめ件数は約7万人、これは内在する問題のためこれ以上だと思われる。また地区ごとにバラつきがある。これは通常の事件だと大変な問題であり、0件にしなければいけないもの。

そのためには2つの方向があるのではないかと。1つは大人側の問題として、青少対などでも実施しているが、家庭と学校、そして地域も協力して活動すること、もう一つは子どもたち自身の教育、いじめとはどういうものかを理解させること。それらをやっていかなくてはならないと思う。

#### 《八王子児童相談所長》

リーフレットの3Pに「まずは担任の先生に相談しましょう」とあるが、いじめについて生徒から相談を受けた時に、学校の対応の流れはどのようなになっているか、教えてほしい。

#### 《中学校長会代表》

いじめのアンケートを学期に2、3回行っている。体罰問題等もあり、今3学期は細かいアンケートをとった。子どもたちの認識で、肩を押されたというのも書いてある。また、私の体験した中では被害者から加害者へ画像を送らせる、そういう巧妙なものもあり、高度なものになるとどちらが加害者か被害者かわからないことがある。そのため、学校としてはインターネットの監視も含めて、必ず子どもに聞き取りをしている。なかなか心を開けない場合や、また現在は若い先生が増えており、経験不足を補うため必ずチームで聞き取りを行っている。

いじめについて、今の子どもたちはコミュニケーション力が落ちている。話し合いで解決していけるものもあれば、指導が必要な場合もある。学校の中で教員と子どもと保護者と、話し合っ解決できるものはその場で解決する。ただし、それが家庭問題が原因であったり、他校との関連だったりする場合には、民生委員に入っいただき、地域ぐるみでの見守りが必要。保護者のカウンセリングが必要な場合も多い。先ほどの警察の世話になっていないというのは、もっと反社会的な行為で子どもたちは迷惑をかけていて、いじめが反社会的な行為と結びつく場合はかなり進んだ状況であり、そこまで行く前に八王子市で行ったアンケートやいじめ調査で、早い段階で引っかけり指導をされている。ただ、中学生にエンカウンター授業で価値観について質問をすると、子どもたちの8・9割は親を傷つけない、友達を傷つけないという回答率が高く、その反面、自分が傷ついてもいいという選択をする。自分が傷ついて悲しむのは親じゃないのと指摘すると、ああそうかと気が付く。自殺をしたり、親に相談できずにいじめ問題が深まるのは、自分が傷つくのはよいが大切な人たちを傷つけないという年代特有の特質があり、そのへんのところも含め、学校と家庭と地域が協力して見守っていかないと、小さなときからいじめを見つけていくのは難しい。

#### 《小学校長会代表》

小学校では、いじめに関するアンケートとしては頻繁に行っていない。各学期の終わりに、自分たちの頑張れたこと・困ったことなどについてアンケートをとっており、その中でからかわれたことをいじめられたと書いてくるなどした場合、担任が当事者を交えて話し合う。ちょっとしたからかいであっても、それをやられた人が嫌だと思ったらいじめにつながるということを、小さいうちに目を摘むということで指導している。もしもう少し大きい問題になってくれば、養護教諭や特別支援学級の先生にも支援してもらっている。他には、特別支援委員会で話をしたり、小中一貫による中学

のスクールカウンセラーを呼んだり、そこに保護者や子どもを相談に行かせるなどしており、なるべく早めに情報を収集するなどの対策をとっている。

今のところ大きな問題はない。

《会長》

それでは、八王子市青少年健全育成基本方針 25 年度重点目標について、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

原案のとおり決定とする。

【決定事項】

八王子市青少年健全育成基本方針平成 25 年度重点目標については、原案のとおり決定した。

## イ 平成 25 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

【事務局説明】

《事務局》

平成 25 年度は上柚木地区より申請をいただいた。推進区域事業として主に、「あいさつ運動」及び「携帯電話に関する講習会」を実施したいとの計画であった。

このことにより、平成 25 年度青少年健全育成推進区域について、「上柚木地区」の指定を了承していただきたい。

《会長》

このことについて、何か意見、質問はあるか。

【協議・質疑応答】

特になし。

《会長》

それでは、平成 25 年度八王子市青少年健全育成推進区域について、原案どおり了承してよいか。

《各委員》

意義なし。

《会長》

原案のとおり了承とする。

**【決定事項】**

平成 25 年度青少年健全育成推進区域については、原案のとおり決定した。

**ウ 平成 25 年度八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項（案）について**

**【事務局説明】**

《事務局》

平成 25 年度の八王子市青少年問題協議会分科会において、

- ① 八王子市青少年健全育成基本方針平成 26 年度重点目標の策定
- ② 八王子市青少年健全育成基本方針平成 25 年度重点目標に向けた具体的な取り組み
- ③ 平成 26 年度の八王子市青少年健全育成推進区域の指定について
- ④ 青少年に関する諸課題の報告・情報交換

以上4点を平成25年度八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項として提案する。

《会長》

事務局より、平成 25 年度八王子市青少年問題協議会分科会での協議事項案について、提案があったが、このことについて意見、質問はあるか。

**【協議・質疑応答】**

特になし。

《会長》

平成 25 年度八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項を原案とおりに承してよろしいか。

《各委員》

意義なし。

《会長》

原案のとおり了承とする。

**【決定事項】**

平成 25 年度八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項については、原案のとおり決定した。

※ここで教育長より意見あり。

先ほど親とか家庭教育も大事だが、子どもたちに働きかけるのも大事という意見があった。最近私が感心したのが、川口市の中学校で生徒会の発案によって黄色いリボンをつけようという運動があった。この黄色いリボンをつけることによって、意識的に他者に対するからかいをエスカレートするのをとめるようなもの。今の段階で 94%の人が宣言済み。いじめられるなど悩みについて、生徒会の中で話し合っただけというのが素晴らしい。これを一斉にどこでもやれというのでは意味がない。分科会の方で、中学生になれば子どもたちが自発的に考えて行動することがかなりできるので、子どもたちに働きかけるようななんらかの方法を考えてほしい。もちろん守らなければいけないものだが、努力しているという、こんな案も協議してもらえればありがたい。

## (2) 報告事項

### ア 平成 24 年度青少年の携帯電話・インターネット利用に関する取り組みについて

#### 【事務局説明】

#### 《事務局》

事務局より、取り組み例の紹介。

- ・ 市関係所管で 6 件、市関係所管以外で 20 件、計 26 件の取り組みが行われた。
- ・ 市関係所管では、市民活動推進部、生活安全部、学校教育部の取り組み。市民活動推進部男女共同参画課では、情報能力を活用し読み解く能力であるメディアリテラシーについての講座を開催した。
- ・ 生活安全部暮らしの安全安心課では、インターネット等のトラブルに関する市民相談、消費者相談を通年で受け付けた。また、フィルタリング対策について、リーフレット、メール配信サービスを活用し、広く市民に啓発を行った。
- ・ 学校教育部指導課では、小中学校の生活指導主任を対象に、インターネットに関する問題行動等の防止に関する講義を開催するとともに、小学 6 年生用に「もうすぐ中学生」という冊子を作成、インターネット上の問題に触れ、注意喚起するよう啓発を行った。
- ・ 市関係所管以外では、大半が青少年対策地区委員会の取り組みだが、1 番の青少年健全育成キャンペーンは、毎年 11 月に行われる内閣府の「子ども・若者育成支援強調月間」にあわせて、八王子市の育成指導員が主体となって行っている。毎年重点項目をキャンペーンで設定しているが、携帯電話のフィルタリングもその 1 つとして啓発に取り組んだ。
- ・ 2 から 20 番は青少年対策地区委員会での取り組み。37 地区のうち 14 地区、19 件の取り組みがあった。児童・生徒を対象とした啓発や、都や専門機関から講師を招き、保護者や地域の方を対象とした各種講習会や研修会など、大人への啓発が行われた。また、中には重点目標に沿った標語募集などの活動もあった。

【質疑応答】

なし。

イ 平成 24 年度青少年健全育成事業について

【事務局説明】

《事務局》

事務局より、平成 24 年度青少年健全育成事業報告の説明。

- ・ 青少年対策地区委員会活動について。中学校区を単位とした 37 の地区委員会があり、1 地区あたり 50 名から 80 名の役員、市全体では約 2,700 名が活動を行っている。役員の方々は町会、学校、PTA、保護司、民生児童委員など、地域に密着した方々で構成されている。具体的な活動として、

- ①社会環境の浄化を行うための活動
- ②青少年健全育成のための活動
- ③青少年の社会参加・社会貢献活動
- ④青少年健全育成推進区域

を行っている。

①は、青少年の育成環境浄化を目的に、一斉クリーン活動を年 3 回行っている。学校の生徒や地域住民など、延べ人数で毎年 14,000 人から 15,000 人が参加している。

②・③は、地区にふさわしい事業を選択して行っている。特に各種スポーツ大会、音楽祭、地区内の落書き消しなどが多く取り組まれている。

④は、今年度由井東地区が指定され、取り組みとしてあいさつ運動を行うとともに、他の青少対地区と音楽関係の NPO と連携し、オリンパスホールでオーケストラコンサートを実施した。

- ・ 青少年育成指導員活動について

青少対は都の基準により、八王子市以外の区市町村でも組織されているが、青少年育成指導員の制度は、八王子市固有の制度である。昭和 58 年から始まり、青少年の非行化防止のため、市から委嘱された非常勤特別職として現在 228 名活動している。活動内容として、

- ①巡回活動・指導助言活動
- ②青少年健全育成キャンペーンの実施
- ③健全育成協力店の指定活動
- ④環境浄化の実態調査

を行っている。

①は、育成指導員の一番中心となる、地域内のパトロール活動である。平成 24 年度の 4 月から 12 月末まで、延べで 4 千回以上実施されている。育成指導員以外にも町会や老人会がパトロールを行っている。特徴として、子どもたちの夜間

徘徊を防ぐということがあるため、夜9時ごろの夜間パトロールが多い。その他に、学校の行事や地域のお祭りなどに合わせてパトロールを行っている。

②の青少年育成キャンペーンについては、11月の「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせて市で行っている。毎年11月第2日曜日に、JR八王子駅をメイン会場にして、市内全地区で健全育成を訴える啓発活動を展開している。また、その翌週のいちょう祭りで、育成指導員並びにボーイスカウト・ガールスカウトなど、青少年健全育成団体や保護司会などと連携をして活動を展開している。

③は、地域のお店として、青少年健全育成の見守りをさせていただく制度。指定状況は、昨年と比較して加盟店が減少しているが、原因は主に閉店である。お店の意思で協力店をやめることはほとんどない。育成指導員としては指定活動とともに、先ほどの11月のキャンペーンの際には、お店に啓発用のポスターの掲示を依頼したり、また巡回活動では店主と意見交換を行うなどの取り組みを行っている。そのようにお店の立場から健全育成にご協力をいただいている。

④の環境浄化の実態調査は、育成指導員が年間を通して有害図書や青少年が立ち寄る特定の店舗を調査している。実施内容としてカラオケボックス、不健全図書等自販機設置状況、ゲームセンター、インターネットカフェなどの運営状況、成人向け雑誌の販売状況など。カラオケボックスは前年度比1店舗増加、不健全図書等自販機は10台増加。これは設置場所増ではなく、一か所の場所で増えたもの。ゲームセンターは2店舗減、インターネットカフェは増減なし。成人向け雑誌の販売はコンビニエンスストアが多い。

この調査結果は、都青少年治安対策本部、市内各警察署に情報提供を行った。

#### 《会長》

この報告に関して何か意見、質問はあるか。

#### 《厚生委員会委員長》

昨年、この会議で報告のあった脱法ドラッグの販売店について、当時3店舗ということだったが現在の状況はどうなっているか。

#### 《児童青少年課》

我々が把握しているのは1店舗。

#### 《八王子警察署長》

1店舗ある。定期的に訪れ、店で販売しているものを入手し、科学捜査研究所に鑑定を依頼しているが、厚労省が薬事法で指定している98物質に該当する資料は、現在のところ検出されていない。

#### 《厚生委員会委員長》

不健全図書の児童販売機について、由木地域で10台増ということだが、1か所に

10 台も増えたのか。ミラーや識別機がそれほど増えていないが。

《児童青少年課》

育成指導員に調査を依頼したものだが、異常な事態であるため、児童青少年課で現地確認を行った。プレハブ小屋が増築され、倍のスペースになって販売機が増えた。ミラーや年齢識別機の設置は、東京都条例の規制もあるため、情報提供とともに治安対策本部に確認をしたところ、ミラーや識別機はないが設置会社が監視カメラをつけて、そこで成人の場合には販売するという形態をとっている。そのため、東京都では許可を出しているとのこと。

《厚生委員会委員長》

確認した上での販売ということか。

《児童青少年課》

そのとおり。

### (3) 情報交換

#### ア 少年非行の現状と補導状況について

【情報提供】南大沢警察より報告。

《南大沢警察署長》

- ・ 平成 24 年中の非行少年などの検挙・補導状況について。

刑法犯は、万引きや乗り物盗が主なもので、八王子警察署は 163 名、南大沢警察署 110 名、高尾警察署 55 名。18 歳以下の犯罪である触法事案では、八王子 31 名、南大沢 30 名、高尾 30 名。特別法犯は八王子 6 名、南大沢 1 名、高尾 5 名。特別法犯の触法事案は、八王子 12 名、南大沢 2 名、高尾 0 名。補導件数の八王子は 1,013 件、南大沢 834 件、高尾 715 件。

南大沢警察署管内として 1 月中、補導件数 49 件、刑法犯は 5 件、万引き、自転車盗などで書類送致する事案・逮捕した事案は、オートバイ盗、ひったくりなどで 3 件 3 名。1 月中は寒かったためか、他の月より減っている。暖かくなるとまた増える。雨が降ると室内の万引きが増え、晴れると自転車盗が増える。気候の変化は、子どもたちの犯罪に単純に影響する。万引きについては、各学校のセーフティ教室に取り入れていただいている。最近は減少傾向にある。警察の最も大きい働きかけとして、セーフティ教室は有効だと思う。三署かなりの数を実施して、啓発活動を行っている。

## イ その他

### 《少年鑑別所長》

少年鑑別所は、これから家庭裁判所で審判をうける少年について、どうして非行を犯すようになったのか、この少年が二度と非行を繰り返さないためにどういう指導をしたらよいか、心理学のシステムを使い、原因と指導法を探り家庭裁判所に連絡する。私たちの施設は、東京家庭裁判所立川支部で審判を受ける子どもたちを担当している。

また鑑別所では、青少年の心理相談を行っている。外来の心理相談室を併設しており、青少年が抱える悩みについて、本人や家族などからの相談に応じている。八王子少年鑑別所では「甲の原少年心理相談室」として、相談を受けている。青少年に関する相談なら、どなたにも利用していただくことができる。最も多いのは保護者からの相談。保護者の方の問題意識が薄く、なかなか相談につながらないため、学校の先生やスクールカウンセラーの方も来られる。発達障害のような問題を抱える子どもに、心理検査で状況を探ることもできるので利用してほしい。利用する場合は予約が必要。

もう一つは地域支援活動。非行に関する専門的な知識を幅広く活用して、地域における青少年の健全育成を支援する活動を行っている。他に、学校や青少年関係機関が主催する研修会、講演会などで、職員が非行や子育ての問題についてわかりやすい説明を行っている。先ほどいじめの話が出たが、鑑別所に入ってくる子どもたちの多くが、かつていじめられた体験を持っている。いじめられていた子どもが、ある時強く出たらいじめられなくなった。いじめられるよりいじめる側の方がいいということになり、それが拡大してこういうことになった。そういう連鎖を断ち切らなければいけない。どうやって断ち切るか、一緒に考えるような研修会を開催しているので、活用してほしい。

### 《保健担当部長》

保健所では、薬物乱用防止地区協議会の事務局をしており、中学生にポスターと標語を募集している。今年、八王子で一位になったポスターは、東京都全域で優秀賞をとり、標語も二位になった。ポスターは梶田中学校の生徒が作製、「忍びよる誘惑 断る勇氣」という題名の立派なポスター、また標語は、加住小中学校中学部の生徒による、「NO！薬物 誘いに乗らぬ 強い意志」というもの。中学校の生徒が、薬物乱用防止について一緒に考えてくださっているということを報告し、今後ともご協力いただきたい。

### 《児童相談所長》

八王子児童相談所平成24年度相談件数等について、報告する。平成25年2月1日現在、1,462件の相談を受理した。昨年度は1,791件であり、昨年度の82%まできている。八王子市としては、779件、昨年度比80%の数字。2.3月と残っているが昨年度並の件数かと思われる。虐待相談件数は316件、昨年度336件、94%に達している。八王子市は、189件、昨年度比96.4%、虐待相談件数は若干増えている。虐待種別としては、

身体的虐待が 110 件、心理的虐待が 84 件、ネグレクトが 75 件。一時保護の状況は、総数 155 件、八王子が 88 件、そのうちの虐待が 41 件。一時保護は都内から保護することもあるため、集計基礎は異なる。引き続き児童虐待の早期発見・早期対応については、八王子市子ども家庭支援センターと連携して進めていきたい。

#### 《保護観察官》

保護観察所は、家庭裁判所で保護観察という処分を受けた少年、仮退院で社会にでてきた少年、成人で執行猶予となった者に、裁判官から保護観察せよと指示された場合、また、懲役の有罪判決を受けて刑務所に入り、その後仮釈放で社会に戻ってきた方、そういった方々の地域の中での保護観察を行っている。平成 25 年 2 月 1 日現在、八王子市内保護観察継続件数は、少年が 95 人、成人が 52 人。昨年度の数字はないが、減少傾向である。少年 95 人のうち 25 人は少年院から仮退院の者、70 人は家庭裁判所で保護観察処分を受けた者。95 人のうち女子は 13 人、中学生は 8 人。窃盗が 42 人で圧倒的に多く、次は傷害で 21 人、この 2 つで 7 割近くを占める。八王子市内の保護司は、2 月 1 日現在 144 名活躍している。保護司が協力を要請する場合もあると思うが、よろしく願いしたい。

## 5 閉会